**○内閣府告示第三千六十九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　八戸市

二　地域再生計画の名称　八戸都市圏の食プランドを活かした広域連携による稼ぐ力強化事業

三　地域再生計画の区域の範囲　八戸市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第三千七十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　八戸市

二　地域再生計画の名称　八戸スポーツビジネス創生事業

三　地域再生計画の区域の範囲　八戸市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第三千七十一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　十和田市

二　地域再生計画の名称　冬季観光充実・強化による地方創生推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　十和田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第三千七十二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　八戸市

二　地域再生計画の名称　国内最大の生産量を誇る、岩手県産漆を使用した漆関連産業の再生事業

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第三千七十三号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県北津軽郡中泊町

二　地域再生計画の名称　中泊メバ活プロジェクト～津軽海峡メバルによる水産観光の創生～

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県北津軽郡中泊町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第三千七十四号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県

二　地域再生計画の名称　国内最大の生産量を誇る、岩手県産漆を使用した漆関連産業の再生事業

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第三千七十五号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県

二　地域再生計画の名称　スマート園芸技術研究開発・普及教育推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第三千七十六号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　花巻市

二　地域再生計画の名称　イーハトーブの四季を彩る「宮沢賢治童話村野外ステージ」整備

三　地域再生計画の区域の範囲　花巻市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第三千七十七号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　陸前高田市

二　地域再生計画の名称　運動公園整備による交流促進のまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　陸前高田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

**○内閣府告示第三千七十八号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　釜石市

二　地域再生計画の名称　国内初の「ミッフィーカフェかまいし」を核とした釜石市中心市街地賑わい再生事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　釜石市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）